

注 意 書

この度、あなたに対して支払督促（しはらいとくそく）の申立てがありました。支払督促とは債権者（申立人のこと）が提出した申立書だけを審査し、債務者（あなたのこと）の言い分は聴かないでされたものです。

あなたへの請求金額は「請求の趣旨」というところに、債権者の言い分は「請求の原因」というところに書いてありますので、確認してください。

この支払督促について あなたに言い分がないとき

⇒ 直接債権者に「請求の趣旨」というところに書いてある金額を支払うようにしてください。

この支払督促について あなたに言い分があるとき

⇒ 「督促異議申立て」をすることができます。異議の申立てをすると、あらためてあなたの言い分を聴いて裁判をすることになります。

異議の申立ては、例えば、

- ① このような契約はしていない場合
- ② 自分の支払った金額はこれと違う場合
- ③ 計算関係に疑問がある場合
- ④ 請求金額は間違いないが分割払いにしてほしいなど支払方法について債権者と話し合いたい場合

などにもすることができます。

督促異議申立てのしかた

⇒ 以下のものを、支払督促を発付した裁判所（封筒に住所があります）に持参または郵送して提出してください（FAX不可）。

督促異議申立書（※ 同封の用紙を使用することができます。）

督促異議申立書を出した後の注意

⇒ 督促異議申立てをされた場合には、訴訟に移行し、後日裁判の日時などをお知らせする書類（期日呼出状）が訴訟の担当者から送られますから、その指示に従ってください。指定された日時に裁判所に来ないと、あなたの言い分を直接聴くこともできませんし、たとえ分割払いを希望しても話し合いができません。結果として債権者の言い分通りの判決が出され、強制執行を受けることもありますので注意してください。

督促異議申立てをされないとき

⇒ あなたがこの支払督促正本を受け取った日の翌日から数えて2週間以内に督促異議申立てをされないときは、仮執行の宣言が付され、強制執行を受けることがあります（支払督促に対する異議の申立ては、2週間を過ぎても、仮執行宣言が付されるまではすることができます。）。

※ 異議の申立ての手續などで分からないことがあれば、裁判所に照会してください。窓口に来られる場合には、この支払督促正本と印鑑を持参してください。